

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成14年 9月24日(火)
K K R ホテル東京 瑞宝の間

2 開会及び閉会の時刻 15:00 ~ 15:59

3 出席者

委 員 佐々木会長 浅野委員 有馬委員 飯塚委員 井本委員
大國委員 太田委員 小澤委員 海瀬委員 加倉井委員
加藤委員 久我委員 栗原委員 木平委員 瀬田委員
高木委員 田中宏尚委員 田中幸雄委員 速水委員 松本委員
安原委員 吉田委員 芳村委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 題

議 事 (1)平成13年度国有林野事業の決算概要について

(2)平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況
(案)について (諮問・答申)

(3)その他

5 議事の内容

午後3時00分 開会

事務局 それでは、大変お待たせいたしました。

予定の時間がまいりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

それでは、委員の出席状況につきましてご報告をいたします。

本日は委員30名中、21名の方が現在ご出席されておられます。林政審議会令第6条第1項において、当審議会の定足数は過半数とされており、定足数を満たしておりますので、本日の審議会は有効に成立しております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様方におかれましては、ご多忙中のところご参集いただきましてまことにありがとうございました。外は天気がいいわけですがけれども、この中で熱心にご討議をしていただければと思います。

最初に、長官からごあいさつをお願いいたします。

長官 林政審議会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

委員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

本日は平成13年度国有林野事業の決算概要についてご説明させていただいた後、平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況について答申をお願いすることとなっております。

ご案内のとおり、国有林野事業につきましては、公益的機能の発揮を基本とした管理経営に転換すること、伐採、造林等の事業の実施は民間にゆだね、簡素で効率的な実施体制にすることなどを柱とした抜本的改革に全力を挙げて取り組み、名実ともに国民の森林にしていくということで努力をしているところでございます。

このような方針のもとで、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づきまして、その実施状況については、毎年林政審議会のご意見を伺い、その意見の概要について、意見を付して公表するということになっているところでございまして、今回につきましてそのようなことで忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げたいというふうに思っております。

また、もう一つの問題は地球温暖化防止の問題でございます。本年6月には、京都議定書の批准が国会において承認されたところでございまして、いよいよこの問題に本格的に政府全体で取り組むということになっているわけでございます。今回、3月に策定されました大綱の中でも、森林吸収源につきましては、6%のうち3.9%を上限として確保をしていくということになっているわけござい

まして、今の整備水準どおりでいけばそれがなかなか容易ではないのではないかという事態の中にあるわけでございます。

そういう点で、その大綱の中でも記述されておりますけれども、今後森林吸収量を確保していくために、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策というものの実施をしていきたいというふうに考えているわけでございまして、これにつきましてはこの15年度予算、概算要求予算とあわせまして、予算要求の中で形を整備していくということで考えているわけでございます。そういう点で、今回懇談会ということにおきまして、現在どのようなことを検討しているかということについてご説明をさせていただき、ご意見を賜りたいというふうに思っておりますので、このことにつきましてもよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日はまず審議会といたしまして、平成13年度国有林野事業の決算概要につきましてご説明をいただき、引き続き平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきまして、農林水産大臣の諮問を受け、皆様にご審議をいただいた後、答申を行います。また、そのほかの議題といたしまして、林政審議会議事規則の一部改正及び施策部会の所属委員の指名を行う予定にいたしております。ただいまご紹介ありましたように、審議会終了後に予定しております委員の懇談会におきましては、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策につきまして説明を受けることになっております。

それでは、議事次第に従いまして議事を進めていきたいと思っております。

まず、最初に議題の1の平成13年度国有林野事業の決算概要につきましてご説明をお願いしたいと思います。

事務局 管理課長の小山でございます。

私の方から、決算概要について説明申し上げます。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

資料の1を御覧いただきたいと思います。

平成13年度国有林野事業の決算概要についてでございます。

昨年度の国有林野事業の決算でございますが、森林の公益的機能の発揮と財政の健全性の回復に努めた結果、損失の縮減、新規借入金的大幅な圧縮など、収支が改善し、抜本的改革の推進が図られた

というふうに考えているところでございます。

まず、収入の関係でございます。

収入につきましては、 に書いてございますが、事業収入につきましては、木材価格の低迷、土地需要の減退等というなかなか厳しい情勢の中にあるわけでございますが、良質材を市場に委託して有利販売、あるいは廃止事務所跡地の売却などを進めるなどの努力をしておりますけれども、前年度よりマイナス52億円という状況でございます。

それから、一般会計より受入につきましては、前年度より9億円の増ということでございます。

それから、借入金につきましては、これは新規借入金につきましては、抜本的改革の枠組みで16年度にゼロにしていくというスキームがございますので、それに沿いまして年々減少させておりまして、前年度より174億円の減少ということでございます。

次に、支出でございますが、職員数の適正化、事業各般にわたる経費の節減、こういうものに努めた結果、前年度より人件費といたしましては128億円、事業的経費につきましては90億円それぞれ減少ということです。

それから、累積債務に係る償還金、これにつきましては利子も含めまして前年度より339億円の増加ということになっております。

こうしたことから、収支の関係につきましては、収支それぞれ記載しておりますが、収支差につきましてはプラス11億円ということでございます。

それから、損益の関係でございますが、損益計算上の損失、これにつきましては依然として損失は計上してございますが、前年度より30億円減少の520億円というところでございます。

それで、2ページ以降が具体的な数字の関係になるわけでございます。

2ページは国有林野事業の収支状況ということで収入と支出が書いてございます。左が収入、右側が支出と。数字につきましては、今申し上げたものでございますが、事業収入等はマイナス52億円、右側の人件費マイナス128億円、事務的経費マイナス90億円、収支差につきましては、一番下の左側の欄に書いてございますが、プラス11億円ということでございます。

それから、3ページ目でございますが、損益計算書でございます。フローの関係の決算ということでございますが、左側に費用、右側に収益を載せてございます。経営費、一般管理費及び販売費等はこの左に書いてあるとおりでございますが、それぞれ前年度よりマイナスとなっております。収益の関係につきましても、厳しい情勢にあり、売上高と書いてございますのは、これは林産物の収入の関係になりますけれども、前年度よりマイナス43億円というような状況でございますが、全体経費の

節減を図っておりまして、右側の 下に書いてございますが、下から 2 番目の行になりますが、損失につきましては13年度520 億円ということで前年度よりマイナス30億円ということでございます。

それから、最後の 4 ページ目が貸借対照表、ストックの関係でございますが、左側に資産、右側に負債、資本それぞれ書いてございます。資産につきましては7兆円強ということでございます。負債につきましては、右側の上の方に書いてございますが、短期借入金、1年未満の借金等で1,181億円、それから長期借入金で1兆1,135億円という状況になっているところでございます。

私の方の説明は以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題にも関連しますので、引き続き議題の2について入らせていただきたいと思います。

議題の2の平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況(案)につきましては、国有林野の管理経営に関する法律に基づいて、農林水産大臣の諮問を受け、これに対するご審議をいただいて、その答申を行い、公表することになっております。

なお、公表の際には林政審議会としての意見の概要とともに公表することになっております。

それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくことにいたします。

長官 林政審議会会長、佐々木恵彦殿、農林水産大臣武部勤。

平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の公表について(諮問)

国有林野の管理経営に関する法律第6条の3第1項の規定に基づき、平成13年度における国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況を別添により公表するに当たり、同法第6条の3第2項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきましてご説明をお願いいたします。

事務局 私の方から、平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況についてご説明いたします。

お手元の資料のナンバー2、3、4が関連する資料でございます。資料ナンバー2が実施状況の要約、そして資料の3が実施状況の公表をいたします本体でございます。そして、4はそれの国民にかれた森づくりに関します新たな取り組みについてまとめた1枚紙でございます。実施状況本体につきましては、御覧いただいておりますような大部にわたるものでございますので、時間の関係もござ

いまして、資料2の要約の方で実施状況の説明を行わせていただきたいと思います。

それでは、資料2を御覧いただきたいと思います。平成13年度の実施状況でございますけれども、平成13年度につきましては、管理経営基本計画の3年目、平成11年から15年まで設定されております集中改革期間のちょうど中間年に当たっております。新たに制定されました森林・林業基本法の理念も踏まえまして、公益的機能の発揮を基本とする管理経営をさらに進めるための各種施策を実施したところでございます。3年目ということもございまして、平成11年度に新たに取り組みを始めました多くの取り組みについて、その対策の定着、また拡充に対する取り組みが、多くのこの中心となっているところでございます。管理経営基本計画の主な内容については、その下に掲げてございますような公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換、以下主に7つの項目から成り立ってきているところでございます。これらにほぼ沿いまして、実施の状況について説明をさせていただきたいと思います。

2番目の13年度の主な取り組みでございますが、まず公益的機能の維持増進を旨とする管理経営の推進に関してでございますが、国有林については抜本的改革に当たりまして、その森林を3つの機能類型に区分をいたします。水土保全林、森林と人との共生林、資源の循環利用林に区分をいたしまして、それぞれの機能に応じた森林施業を推進するというような方向で取り組んできているところでございまして、平成13年度についてもこうした取り組みの中で森林整備を進めてきたところでございます。

先ほど決算の中でも報告がございましたように、平成13年度はなかなか厳しい収入事情でございました。そういうような中ではございますけれども、保育、間伐等の必要な森林整備につきましては、補正予算の活用等も図る中で、その確保に努力を行ったところでございまして、結果的には施業実施計画の計画量に対しまして、ほぼその計画量に見合う実行量を確保できたところでございます。

次に、2ページをお願いしたいと思います。

2ページの一番上でございますけれども、こうした公益的機能を重視した森林づくりを具体的にどのように進めているかということについて、広く一般の皆さんに現地をご紹介して、その実際の施業を示していくというような目的で、各森林管理署をほぼ単位といたしまして、森林施業モデル林というものを設定いたしました。平成13年度までに全国に122箇所設置いたしました。こうしたモデル林等を通じて、公益的機能を重視した森づくりというのは実際どんなものなのかということを展示させていただき、また平成13年度には施業方法に関する現地検討会などをこうしたモデル林を活用して行うなどの取り組みも行ってきたところでございまして、今後とも公益的機能の発揮を確保できる森林

づくりに努めていきたいというふうに考えています。このような事例を紹介をさせていただいているところでございます。

次に、2の流域管理システムの推進の項目でございます。これについては、流域管理システムの定着のために、各局、森林管理署にそれぞれの課題を設定してもらいまして、流域管理推進アクションプログラムとしてその課題を設定してもらって、流域管理システムの定着に努めているところでございますが、平成13年は全国で約300の課題を設定いたしまして、その実現に取り組んだところでございます。また、民有林と国有林が一体的な森林整備を行うための取り組みといたしまして、平成12年までには高知、長野で森林整備のための協定を県との間に結んだところでございますけれども、平成13年におきましては北海道と北海道森林管理局との間で北海道の森づくりに関する覚書というようなものを締結しまして、民有林、国有林が連携した森林づくりをさらに強化して進めていくような基盤づくりを行ったところでございます。

続きまして、3ページでございますけれども、国民に開かれた管理経営の推進の項目でございます。

これに関しましては、国民の森林としての国有林といたしまして、フィールドの提供ですとか研修の実施ですとか、いろいろなことを通じて、国有林の森林・林業について広く知っていただく、またはその森林づくりに参加していただくというような、そういう機会を国有林のフィールドを提供して進めていくというようなことで取り組んできたところでございますけれども、教育機関との連携として、森林環境教育や教育関係者の研修を実施したところでございます。これについては、こうした機関との連携は平成11年から取り組んできておりまして、だんだんとパイプも太くなってきたところでございまして、こういう取り組みも森林管理署で盛んに行われてまいりまして、平成13年は全国で590回、延べ2万8,000人の参加者を集めまして、こうした取り組みが行われたところでございます。今後も引き続きこうした取り組みを行っていく考えでございます。さらに、下段の方につきましては、地域固有の伝統文化の承継ですとか、地域の活性化というようなものに貢献するため、分収造林制度等を活用したこけしの森林ですとかバットの森林ですとか、そういうような地域の取り組みが行われてきているところでございますけれども、こうしたものに対しまして、国有林のフィールドを提供してご協力をしていくというような取り組みも行っているところでございます。

続きまして、4ページでございますけれども、第4の項目として森林の保全、保護対策の充実でございます。これに対しては、国有林を適切に管理していくための取り組みを紹介しているところでございますけれども、国有林については積極的に公益林と保安林に指定をしていくことといたしております。今後2年間で新たに約85万ヘクタールの保安林を指定していくというようなことといたして

おりまして、第5期保安林整備計画の変更をさせていただいたところでございます。

また、中段でございますけれども、緑の回廊の事業を引き続き積極的に実施をしているところでございまして、平成13年度につきましては新たに3箇所、9万1,000ヘクタールを設定したところでございます。こうした中で、北上高地緑の回廊を新たに設定をいたしておりますけれども、ここの設定につきましては従来緑の回廊については国有林内だけの設定となっていたところでございますけれども、民有林と連携をいたしまして、間に民有林を介在しての緑の回廊の設定を行ったところでございまして、こうした取り組みについては14年度も現在丹沢等の緑の回廊の設定を取り組んできておりますけれども、引き続き民有林と連携をとりながら進めてまいりたいというふうにして考えています。

さらに、下段には森の巨人たち百選の運動につきまして、これも引き続き地域の皆さんと協力関係を持ちながら、実施をしてきているところでございます。

次に、5ページ目をお願いしたいと思います。

第5の項目として、安定的な木材等の供給の観点でございますけれども、国有林の収穫につきましては、公益的機能の発揮に配慮しつつ、計画的な木材供給を行っていくというようなことでの施業を行ってきているところでございますけれども、そうした安定的な木材供給とともに、民有林からなかなか供給しにくいようないろいろな要望に応えていくというような観点で、世界文化遺産の修復に必要な木材や檜皮を安定的に供給する森林として3箇所、約3,000ヘクタールの世界文化遺産貢献の森林というような、そうした森林の区域を設定いたしましたところでございまして、こういうようなそれぞれ地域からの声について応えながら、安定的な木材の供給に努めてまいりたいというふうにご考えております。

続きまして、第6点目は事業実行の民間委託化の推進と組織・要員の合理化・縮減でございます。

集中改革期間3年目を迎えたわけでございますが、伐採、造林等の民間委託化については引き続きその推進を図ったところでございまして、伐採については既に事業の95%が外部委託化されております。また、造林等についても8割、保育についてはおよそ9割というような段階まで外部委託化を進めてきているところでございまして、こうした方向で今後も取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、また営林署を廃止した後、暫定的な組織として、事務所を設置したところでございまして、平成13年にはその7割以上に当たります150箇所を廃止したところでございまして、残りの事務所等につきましても、集中改革期間中に整理をしていく考えでございます。さらに、要員数についても省庁間配転等の推進によりまして、平成13年については職員数を908名縮減をしたところでございます。このような形でさらに組織、要員の合理化、縮減等を進めてまいる考えでございます。

最後に、6 ページ、地球温暖化防止対策への寄与ということで、国有林としての取り組みを掲げさせていただいております。国有林としても間伐や複層林化、針広混交林化等、きちっとした森林整備を行っていく中で、こうした地球温暖化対策推進大綱の精神に応えていきたいというふうにして考えております。また、中段にご紹介させていただいておりますように、治山・林道事業等での木材利用を率先して一層推進していくというような取り組みも行ってきているところでございます。

さらに、一番下になりますけれども、自然エネルギーを利用した発電の推進に資するために、国有林野の貸付関連通達を整備するとともに、民間との共同研究を開始するなど、こうした面でも国有林としてその取り組みを進めてきているところでございます。

実施状況につきましては、簡単でございますけれども、以上でもって説明にかえさせていただきたいと思えます。

会長 どうもありがとうございました。

それでは、平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況につきまして、皆様方からのご意見を伺います。

委員 今のご説明いただいたところの5 ページの(6)のところに事業実行の民間委託化の推進というふうな項がございますが、今のご説明にございましたように伐採は95%、造林が8割で保育が9割ということで、ほとんどが民間委託になっているというふうに理解をしたんですが、その場合に委託先の組織が本文の方では登録制だとか、いろいろな技術の水準を上げていくというふうに書いてございますが、林業を日常的に経営している者からしましても、あるいは国民からしましても、国有林の一つの重要な目標は現在ある森林をいかによい状況で維持をしていくかというところが非常に地味なんだけれども、重要なんだろうというふうに理解をしております。その場合に、ここまで民間の委託が多くなってくると、民間委託者の実力だとか、それからとらえ方だとか登録のシステムだとか、あるいは地域の中にどのぐらいの委託者、対象者がいるんだとか、あるいはその中で例えば入札制になってたりとか、随契になってたりとか、いろいろな制度があると思うんですけれども、逆に民間委託になってどこまでコストが下げられるかという部分と、森林整備を維持していかなきゃいけない非常に難しい部分が、ここにすべて凝縮されているような気がちょっとするんですよね。その辺の一つの登録制のご説明と、技術の問題が登録制の中にどう見られているか、それからコスト縮減の中で、例えばどういう形の契約が出てきているのかみたいな話を少しお聞かせ願えればありがたいなと思えます。

事務局 ただいま業務事業体に委託する場合の考え方ということでございました。林業事業体とい

うことで、地域の森林組合でございますとか、あるいは昔から林業事業体として造林でありますとか森林生産であるとか、そういうものやっております地域の林業事業体というようなところに発注をしているわけでございます。実際には、そういう中で先ほどもご説明させていただきましたとおり、登録制度というものをとっております、そういう中で経営の技術者の配置状況でありますとか、あるいは従来の仕事のできばえといいますか、そういうものも含めてどのくらいをやっているかということ登録をしていただきまして、そういうものの中から相手先を選定するというふうにしております。実際には、造林の場合は地域の中でその地域に合った森林の取り扱いとかということも重要でございますので、基本的には随契をとっています。あるいは間伐なども技術的に配慮してもらうことがあることもございますので、随意契約も行っておりますけれども、一方でそういう中で先ほどご指摘ございましたように、能率性の向上でありますとか、あるいは最近特に重視されております高性能林業機械を導入して効率的に仕事をしていただくというようなことも重要になってくるわけでございます。そういうことの中で、特に意欲のある林業事業体にまた積極的に私どものパートナーとして、よい山づくりを効率的にやっていただくという観点から、そういう人たちからプロポーザルを出していただいて、一定の仕事量を出していくというような取り組みでありますとか、それから共同事業体という形をつくっていただいて、規模を拡大するとともに、多機能的にかつ安全衛生管理でありますとか、あるいは技術的な問題があります。そういうものが確実に組織の中に育っていくようにということで、共同事業体をつくっていただいて、それでそういうところに一定の事業量を出していくというようなことをある程度意欲的に取り組むところに対して、私どもとしてもそういう森づくりのパートナーということで積極的にお願いするというようなことも取り組んでいるわけでございます。そのような取り組みもあわせて行っているというようなことでございます。

委員 ありがとうございます。

いろいろ工夫されているというご説明をいただいたのですけれども、これから国有林は複層林だとか、いろいろな形でここに新しい取り組みが書いてあるわけです。かなり先進的な技術を森林管理に取り込んでいこうというふうなとらえ方もできる、そういう一面もあると思うので、そういう点では一つは感じとして地域の労働力を維持していくというふうな重要なポイントもあって、既存の労働組織をどう維持していくかということが国有林にとっては何となく重要なところもあるんだろうなとは思いますが、最近全体的に見てますと、いろいろな形の労働力の動きが出てきている。ごく最近、この2年間ぐらいと言った方がいいのでしょうか。そういう新しい労働体制の変化みたいところに国有林がじょうずに関係して、そういう新規の働く人たちが組織ができているとか、各地で少

し動きがあるわけです。その辺をうまくリードしながら、そういう人たちに新しい森林管理の手法というものを教え込みながら、そういう林業労働のある意味ではベースの部分育てていくというふうなことが今後かなり国有林に重要な役割になっていくような気がするんですね。それは、よほどしっかりと意識しないと、地域、地域の森林管理署だとか、そういうところは既存の今まであった労働組織というものを維持することに腐心してしまって、新しく育てている労働の組織を育てるところに目が行かないということがあるような気がする。地域によって随分違うんでしょうけれども、その辺はぜひとも今後民間の労働力の問題も含めての問題として検討していただければありがたいなと思う次第です。

以上です。

会長 どうもありがとうございました。

最近、そういう意味では労働力の流動化というのがあちこちで起こり出しているのではないかと思います。多分、後ほど二酸化炭素の吸収なんかのところでもそういう問題が出てくるだろうと思います。

ほかに何かございますか。

委員 教育プログラムということで、随分あちらこちらで自然教室ということを開いていらっしゃるということですので素晴らしいことだと思うんですが、森林管理教育ということで非常に需要が高いと思うんですね。最近、学校教育の中で総合教育のようなプログラムが出てきましたので、学校の先生方にお話を聞いても、教えていただきたいという話を大変よく聞くんですが、逆に教える側の方、あるいは機会、場所というものが少ない。実際、なかなか教えるというのは大変なことで、時間もかかりますし、お金もかかりますし、人手というのもそれ専門の方が従事しなきゃいけない部分もあると思うんですね。現場の負担ということになっている部分もかなりあると思うんですが、例えばNPOでそういった環境教育の専門をなさっていらっしゃるところとかあると思いますし、まだない場合でも、例えば大学を卒業してとりあえずフリーターになったような方々でそういう自然教育に興味のある方とかたくさんいらっしゃるような状況をいろいろあちこちで見えております。何かそういった形で固定的なものではなくても、一時的な教育をする人を育てるシステムとか、機会といったようなものを積極的に設けていってはどうかと思っておるんですけども、例えば英国のナショナルトラストなんかでも、ほとんどのメンバーの方々というのは大学を卒業した無償のボランティアのような方々が何年もやって、それからまた有償の教育に携わるような方になるというようなシステムを拝見しております。そのような動きというのをどのように今計画していらっしゃるか、ちょっと伺いたいと思いま

す。

事務局 今、ご指摘ありましたように、大変最近森林環境教育といいますが、そういうものが注目されておりまして、そういう中で子どもはどちらかといいますが、今までの緑化活動も非常に大事なことなんですけれども、ただどうしても林業の中だけの意義を非常に強調したようなところがございまして、そういうことから一步出て、今回総合的な学習の時間が位置づけられたということもございまして、子どもとしても今子供たちがよい自然に触れて、かつ自分たちがいろいろな活動を通じて自分たちが作り上げながらやっていくことが大事なんじゃないかということで、余りこちらが木の植え方を全部教えてやるとか、間伐の仕方はこうですよとか、それも一つメニューではあるんですけども、もっと幅広く対応できるようにということで、子どもも取り組みを強めているところでございます。

具体的には、子どもの組織そのものといましては、ふれあい係という担当を各森林管理署等に置いておりますけれども、そういうところが実際の学校でありますとか、あるいは教育委員会というところと連携をしてやっていくようにということで努めております。これについては、ただ口で言うだけじゃなくて、子どもの方も文部科学省の方と積極的に連携をいたしまして、そちらの都道府県の担当の部課長さんの会議に子どもも出て行って説明をしますし、また子どもの会議の方にも文部科学省の方に来ていただいて、今こういうふうになっているということをお話していただいて、お互いに連携をとりながらやっておりますが、こういうことが大事ではないかと思っています。

それから、自分たちだけではとてもできませんので、NPOの方の力を借りていくと。特に先ほどお話がございました民間の方でそういう知識をお持ちの方、1つの分野なり2つ分野でもいいんですけども、そういう人たちが本当に参加していただいて、一緒にやっていただくことは非常に大事じゃないかということで、そういう子どもの関係でも森林インストラクターでございまして、最近非常に森林インストラクターも応募者が増えておりまして、こういう時勢かなと思っておりますけれども、そういう緑の人材といいますが、そういう人たち、あるいは地球環境問題に関心のある人、NPOとか、そういう人たちに広く参加していただいて、子どもと一緒にやると。子どもは土地とコーディネートの一部をやらせていただいて、それで全体が回っていくようにするということで取り組んでいただければと。ことしの4月から、ちょっとまだ具体的にはお互いに手探りのところがございまして、学校の先生も受け入れて研修をするというようなこともやっておりますし、そういうことを含めてまた来年、再来年と大きなうねりにしていきたいと思っております。

会長 どうもありがとうございました。

ほかに何か。

委員 今の森林環境教育について関連してなんですけれども、3万人に近い方々にそういう機会を与えられて、活発にやってくれるということは大変立派なことだと思います。ところが国有林の職員の方はもちろん林業の専門家、あるいは森林の専門家としては一流だと思うんですけれども、環境教育というものそのものに関しては専門家ではないし、またいろいろな経験とか実力には差があると思うんです。したがって、これから環境教育の量をやると同時に質を上げていくためには、解説の能力とか資格とか、そういう職員自体が勉強するというか、資質を向上するシステムなり機会を設けていかないと、国有林の方だったら誰もが現場へ行かれたら立派な解説員になれるというわけではないと思います。先ほどふれあい係というものを設けられたというのは大変立派だと思いますけれども、その方が本当に実力を上げていかれると、組織としてそういう機会が、あるいは制度がこれから必要なんじゃないかと思います。

以上です。

会長 どうもありがとうございました。

ただいまと井本委員と木平委員は割と似たような発言で、これからの問題だろうと思います。

ほかによろしいですか。

委員 みんなが同じようなことを言っているような気がしますが、林業から環境への切りかえをどうやってうまくやるかということが最大のポイントで、それについてひとつご質問したいんですが、緑の回廊という大変いいというか、国民が非常に喜ぶプランをやり出したわけですが、これはいろいろな問題があるらしくて、私どももテレビで扱ったりしたんですが、1つは国道、県道などの道路との関係、過去の考え方は獣が遠慮して、国道、県道が大いばり地上を使うというのが基本でしたが、この辺をどっちを地下にするかといったら、むしろ人間の道の方を地下にする方がこれからの時代なんじゃないかみたいな切りかえがあるものですから、その辺を1つどうするのか。

2つ目は民有林がうまく一緒にやらないと、本当に獣が通るような道はなかなかできないので、民有林に助成、多少でも補助金をするとか、そういうことができるのかどうか。

3つ目は回廊の周りにはバッファゾーンがないと、いろいろ民家との間で訴訟だとか、そんなものが起こりかねないような気がするんですが、その辺がどうなってるか。つまりいいプランなのはみんな思っているんですが、本当にこれをうまくやって、国民の期待がかなえられるようなものにするかどうか、その辺はどうでしょう。

事務局 ただいまご指摘いただいたような国道で分断されているとか、そういうようなものについ

て、本当にどうしていくかという問題は実際に緑の回廊を設定して、幾つかのところではそういう分断の問題がございまして、今回平成14年は今丹沢のところでは比較的里に近い方で設定をしているわけですが、そうしたところでもそんな問題が設定委員会の中でも議論されておりまして、関係する国土交通省の皆さんですとか県の皆さんもそういった分野の方にも入っていただいて、実際にまず通路をどういうふうにして設定するのかとかという話になれば予算も絡むものですから、そうした観点でそういう分断されたものの影響をどんなふうな形で解消していくことができるのかというようなことについては、我々の方も問題意識を持ってこれからの課題として勉強していきたいというふうにして考えておりますし、現にそういうようなことも問題意識を持ってスタートしているというような状況だということをご理解いただきたいと思います。

それから、バッファゾーン等の話につきましては、確かに鳥獣が増えれば鳥獣被害が農産物等にもあまり近いとそういうような影響も出てくるというようなことも指摘がされてきているところもございまして、今まで設定されてきている緑の回廊については、かなり脊梁山脈の奥地のところが多くて、それゆえ国有林だけで設定ができたというようなエリアが今まで設定されてきています。ですから、今後そういうようなものがだんだん、だんだん民有林と一緒にやらなければいけないようなところになってくれば、さらにそういうような問題は出てくるというふうにして思っておりますけれども、そのところについては緑の回廊本体については、どちらかといえば山の上の方に近いところに設定をし、その周辺にはバッファゾーン的な森林がさらに何キロか、何百メートルか続くというような形の設定をしていくような形になるかというふうにして思っておりますけれども、こういった問題についてもいろいろ専門家の先生方ともまた個々の場所の部分で相談をさせていただきながら、そうした影響も回避していけるような形で具体的にはその話を進めていきたいというふうにして思っております。

委員 私は率直に申し上げて、先ほどのご説明は今の社会経済の状況からしますと大変善戦、健闘しているんじゃないかというように思ったわけなんです。それで、内容的にも今の状況ですと売り上げもなかなかままならないところを経費、コストの方、こういうものを減少させてやっているということですから、非常に内実としては大変苦しい頑張りをしているんじゃないかと推察しましたので、一層頑張っていただかなきゃいけないと思うんですけれども、単にそういうことを申し上げてもさほど効果はないわけなんです。そこで申し上げたいのは、これからますます国民的支援というのを取りつけないといけない時代、その中で1つ、2つだけちょっと申し上げたいんですが、1つは経営の基本計画の実施状況、これを見ておりまして、頑張っていたいただきたいことは1つは流域管理システ

ムの推進というところで、アクションプログラムをつくっておやりになるという大変私も期待しておりますが、森林管理署等の編成も流域型に再編されたと思うんです。若干まだ残っているかもしれませんが、おおむねそういう体制になったということ踏まえて、流域内での国有林が先頭になるといいですか、何といいですか、流域内での活発な活動を進めていかれるというのは本来の目指してきた経営改革の方法とも合致しておりますし、ぜひこれは進めていただきたいなと、それがございます。

それから、もう一つだけ申し上げますと、国民に開かれた管理経営の推進の方なんですけれども、環境教育との問題もございしますが、要するに従来から言われた国有林の1つの問題点はその所在が若干偏在しているというところがあるわけなんですけれども、しかしそこはぜひ乗り越えてほしいなと申しますのは、国民に向かって開かれているわけで、なぜ国有林がそういう処理をやっているかということは、どこにどう所在しようと全国民に向かって開かれていることはたしかだろうと思うんですね。ですから、そういうことを踏まえて、教育問題とか学校問題に対応していただいたらいいんじゃないかということでもあります。

先ほどの3ページを見ますと、大分参加者数が増えたり、回数も増えたということなんです、実は公立学校だけで全国4万校もございまして、学校サイドの方から見ると、どうも我々が承知している限りでは、学校林を所有、あるいはそういうものに参入できる学校というのは全体の1割ぐらいしかないという話も聞いているんですね。そういう意味で、国有林の出番というのもありますし、そういうのを目に見える形でもっと、ただ単に数を増やすというのは実情に必ずしも合致しないかもしれませんが、ぜひそういうここに出ている数字は恐らく年々増加しているんだと思いますけれども、少し広い目から見ると、もっともこの辺が充実してもいいのではないかなというような感じがいたします。

それから、あとボランティアグループの受け入れ等も大分やっていたという事なんですけれども、フィールドの利用というのは、これは大いにやっていただきたいし、それからこれは私も実態はよくわかりませんので、余り詳しく言うことはできないんですけれども、既存施設の利用というような話、これはなるべくひとつリーズナブルな対価等でやっていただければと。実態はいろいろと民の声をよくお聞きになってやっておられると私は思っておりますけれども、そういうようなことも含めて開かれた国有林というものを目指していただければと思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

よろしいですか。

委員 最後ですので、手短かにいたします。

ちょっとだけコメントいただきたいと思うんですが、先ほど長官も言っていたらしゃった温暖化対策、国有林としてはどのくらいの位置づけ、どういう状況なのかをちょっとコメントいただければありがたい。

会長 これは次にやるんですが。

委員 そうですか。

それから、もう1点、保安林が約80万ヘクタール指定されるということで、実は保安林1,000万ヘクタールぐらいになるんだと思うんですね。森林の位置づけでは、よく人工林1,000万ヘクタールということですがけれども、これは保安林も1,000万ヘクタール、国有林は非常に重要な位置を占めていると思うんですね。そんなことも含めまして、ぜひ多面的機能、あるいは公益的機能ということで、国有林もぜひそのあたりをもう少し宣伝していただくというか、したらどうだろうかというふうに思っております。

以上です。

会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、この辺で審議会としての取りまとめをしたいと思えます。

委員 2点ほどですが、1つはこの安定的木材供給のところ、文化財等伝統的建造物に関する3箇所を指定していただいたことは、大変私としては心強いことだと思っておりますが、今現在もう一つは地域におのおのこれは文化財というのは散らばっていることとございますので、なるべく広範囲に、特に今問題なのは、文化財で一番私が問題であるというのはアカマツ、マツだろうと思っております。そういう点で、これはヒノキ、スギが対象だったと思えますので、広範囲にひとつお願いできないだろうかというのが1点でございます。

それから、もう一つは地球温暖化のところ、先ほど後からお話があるとあったので、同じようなことかと思えますが、治山・林道業事業での木材の二酸化炭素の固定に資するという指してありますが、これはもちろん第2約束期間を目指してのお話かと思っておりますが、もう一つはこれを行ったことによって、省エネルギー効果を明確にもう少ししておくべきだろうと思えます。そうしないと、なかなか省エネルギー効果を言う場所は私は現段階でないような感じがいたしますので、むしろこのところで木材による省エネルギー効果というのをぜひ出していただきたいと思っております。

以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますか。

まだご意見のある方がおいでになるかと思えますけれども、大分ご意見をいただきまして、ここでまとめさせていただきたいと思えます。

本日、農林水産大臣からの諮問により、平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の公表について、本審議会の意見を求められたものですが、いろいろとご意見いただきましたけれども、特段これを直せということではないように思います。したがって、ただいま審議いただきました平成13年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況の案の公表については妥当であり、本審議会としては特段の意見がない旨の答申をしたいと思えますが、いかがでしょうか、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 それでは、本日示されました実施状況の公表につきましては、妥当であると認める旨で農林水産大臣に答申を行うこととしたいと思えます。

それでは、続きまして議題3のその他の事項に移りたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

初めに、林政審議会の会議を公開するための林政審議会議事規則の一部改正を行うことといたしました。それでご審議をお願ひしたいと思えます。案が用意されておりますので、事務局からご説明していただいて審議したいと思えます。

事務局 林政審議会の公開につきまして、事務局の案をご説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料の5を御覧いただくようお願いいたします。

農林水産省の各審議会につきましても、これまで順次公開されてきておりまして、食料・農業・農村政策審議会等につきましても、既に公開とされているところでございます。林政審議会につきましても、より国民に開かれたものとするため、その会議を公開にしてはどうかというように考えております。

資料を開いていただきまして、1ページ目に新旧対照表がございます。これに沿いましてご説明をさせていただきます。

まず、会議はこれまでの非公開の原則を変えまして、原則として公開することとしたいと考えております。しかしながら、議事事項によりましては公開とすることで特定の個人の方の不利益につながるおそれがある場合なども考えられますことから、このような場合には会長の判断で会議を非公開と

することができることといたしたいというようにしております。また、公開に伴いまして、会長が議事の円滑な運営を確保するために必要な措置がとれることといたしているところでございます。

なお、こうした措置に伴いまして、これまで議事録の扱いにつきましても、発言者のお名前を伏せて公開をしておりましたけれども、他の審議会の例でも会議を公開する場合におきましては発言者の名前を記して議事録を公開することを通例といたしておりますので、林政審議会におきましてもこのような扱いをさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、会議の円滑な進行が行われますように、公開のルールを明確にしておくことが適当ではないかということで、資料の2ページ後になりますけれども、林政審議会の会議の公開についてという考え方をまとめさせていただきました。この中で傍聴の申し込みの手段、あるいは傍聴に当たっての留意事項等をまとめさせていただいております。

なお、この内容につきましては、先行して公開をしている食料・農業・農村政策審議会等の例にならったものでございます。

なお、ご了解いただければ次回の審議会から公開という対応をさせていただきたいというように考えております。

以上、よろしくご審議お願い申し上げます。

会長 ご説明どうもありがとうございました。

公開することにつきまして、事務局案のご説明があったわけですが、皆様のご意見はいかがですか。

この改正案が言っていることはほかの審議会でも大体似たようなことですか。

事務局 文章につきましては、ほかの審議会に合わせた形で整理しております。

会長 よろしゅうございますか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、特段のご意見がございませんので、このとおりに事務局の案のとおりさせていただいてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 それでは、そうさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

続きまして、施策部会の所属委員の指名についてですけれども、部会に属すべき委員及び特別委員は林政審議会令第5条の第2項の規定によって、会長が指名することになっております。現在、委員

からは飯塚委員と小澤委員、木平委員の3名の委員をお願いしているところですが、新たに栗原委員、それから田中幸雄委員を指名させていただきます。今後、5名の委員をお願いしたいというふうに考えております。また、今まで特別委員として施策部会に所属しておられました猪爪委員、久湊委員におかれましては、退任されましたので、ご報告したいと思います。

以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会させていただきたいと思っております。ご熱心なご討議をどうもありがとうございました。

午後3時59分 閉会